

(案)

駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書について

平成27年10月19日付け札環対第50853号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

配慮書にある複数案に関して、今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業に係る施設の配置及び構造その他の事業計画及び環境影響評価の手法に反映させるよう、留意すべきである。

1 総論

今後の環境影響評価手続きにおいては、環境基準等との比較にとどまらず、最新の技術に基づく設備及び手法を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を回避、低減できるような環境保全措置を講ずるよう、努めること。

2 各論

(1) 施設の存在及び供用について

ア 大気質について、逆転時の短期高濃度現象を対象として、事業予定地の地形及び気象条件を考慮した環境影響評価を行うこと。

イ 低周波音について、環境影響評価を行うこと。

ウ 動物及び植物について、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うこと。

エ 生態系について、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行うこと。

オ 景観について、近隣における建築物による圧迫感に留意し、環境影響評価を行うこと。

(2) 工事の実施について

ア 大気質について、工事車両による影響について再検討を行い、適切な項目を追加すること。

イ 植物、動物及び生態系について、環境影響評価を行うこと。

ウ 動物及び植物について、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うこと。(再掲)

エ 生態系について、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行うこと。(再掲)

(3) その他

試運転期間中に新旧両施設が稼働することに留意して環境影響評価を行うこと。